

（仮称）長崎県平戸市沖ゞ馬渡島沖洋上風力発電
事業の廃止に関する公表

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以
下「法」という。）第三条の九第一項の規定に基づ
き次のとおり公表いたします。

一、第一種事業を実施しようとする者の氏名及び
住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及
び主たる事務所の所在地）
再エネ主力発電化推進機構洋上平戸発電合同
会社

業務執行社員 星野 敦
東京都港区新橋六丁目一七番二二号 住友不
動産御成門駅前ビル十階

二、第一種事業の名称、種類及び規模
（仮称）長崎県平戸市沖ゞ馬渡島沖洋上風力
発電事業
風力（洋上）
発電総出力 六十一万七千五百キロワット
三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当す
ることとなつた旨及び該当した号
当社は、（仮称）長崎県平戸市沖ゞ馬渡島沖洋
上風力発電事業を実施しないことにいたしました
たので、法第三条の九第一項第一号に該当する
こととなりました。
令和四年九月十六日

東京都港区新橋六丁目一七番二二号 住友
不動産御成門駅前ビル十階
再エネ主力発電化推進機構洋上平戸発電
合同会社 業務執行社員 星野 敦